

平成29年2月27日開会

平成29年2月27日閉会

(臨時第1回)

# 田布施町議会会議録

田布施町議会事務局

# 目 次

第1号【2月27日】

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開 会	4
仮議席の指定	4
議長の選挙	5
会期の決定	6
副議長の選挙	6
議席の指定	7
会議録署名議員指名	7
常任委員（総務文教委員会・経済厚生委員会）の選任	7
議長の常任委員の辞任	8
常任委員（議会広報広聴調査委員会）の選任	8
議会運営委員の選任	9
周東環境衛生組合議会議員の選挙	9
熊南総合事務組合議会議員の選挙	10
田布施・平生水道企業団議会議員の選挙	10
光地区消防組合議会議員の選挙	11
柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙	11
監査委員の選任について	12
専決処分の承認について （田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例の一部を改正する条例）	13
閉会中の継続調査	16
閉 会	16
署 名	17

田布施町告示第4号

平成29年第1回田布施町議会臨時会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、次のとおり招集する。

平成29年2月21日

田布施町長 長信 正治

- 1 期 日 平成29年2月27日  
2 場 所 田布施町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

畠中 孝議員	國安 和夫議員
松田 規久夫議員	西本 篤史議員
國本 悦郎議員	谷村 善彦議員
瀬石 公夫議員	林山 健二議員
河内 賀寿議員	石田 修一議員
木本 睦博議員	竹谷 和彦議員
清神 清議員	

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

平成29年 第1回(臨時)田布施町議会会議録(第1日)

平成29年2月27日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成29年2月27日 午前9時03分開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 会期の決定

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 議席の指定

追加日程第4 会議録署名議員の指名

追加日程第5 常任委員(総務文教委員会・経済厚生委員会)の選任

追加日程第6 議長の常任委員辞任

追加日程第7 常任委員(議会広報広聴調査委員会)の選任

追加日程第8 議会運営委員の選任

追加日程第9 周東環境衛生組合議会議員の選挙

追加日程第10 熊南総合事務組合議会議員の選挙

追加日程第11 田布施・平生水道企業団議会議員の選挙

追加日程第12 光地区消防組合議会議員の選挙

追加日程第13 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

追加日程第14 議案第1号 監査委員の選任について

追加日程第15 議案第2号 専決処分の承認について(田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例の一部を改正する条例)

---

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 会期の決定

追加日程第2 副議長の選挙

追加日程第3 議席の指定

追加日程第4 会議録署名議員の指名

追加日程第5 常任委員(総務文教委員会・経済厚生委員会)の選任

追加日程第6	議長の常任委員辞任
追加日程第7	常任委員（議会広報広聴調査委員会）の選任
追加日程第8	議会運営委員の選任
追加日程第9	周東環境衛生組合議会議員の選挙
追加日程第10	熊南総合事務組合議会議員の選挙
追加日程第11	田布施・平生水道企業団議会議員の選挙
追加日程第12	光地区消防組合議会議員の選挙
追加日程第13	柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
追加日程第14	議案第1号 監査委員の選任について
追加日程第15	議案第2号 専決処分の承認について（田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例の一部を改正する条例）
追加日程	閉会中の継続調査

---

出席議員（13名）

1番	畠中 孝議員	2番	國安 和夫議員
3番	松田 規久夫議員	4番	西本 篤史議員
5番	國本 悦郎議員	6番	谷村 善彦議員
7番	瀨石 公夫議員	8番	林山 健二議員
9番	河内 賀寿議員	10番	石田 修一議員
11番	木本 睦博議員	12番	竹谷 和彦議員
13番	清神 清議員		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 哲夫君	書記	松原 唯行君
		書記	松浦 育子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	長信 正治君	副町長	東 浩二君
教育長	尾崎 龍彦君	総務企画課長	亀田 典志君
税務課長	堀川 誠君	経済課長	向山 智章君
建設課長	鳥上 清史君	建設課技幹	田中 和彦君
町民福祉課長	川添 俊樹君	町民福祉課主幹	向山 幸和君
健康保険課長	吉村 明夫君	会計室長	大島 克己君
学校教育課長	本城 嘉也君	社会教育課長	中田 正美君
社会教育課長 同格	中村 和宏君		

---

午前9時03分

○**議会事務局長（坂本 哲夫君）** 皆さん、おはようございます。事務局長の坂本でございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。つきましては出席議員中、谷村善彦議員が年長の議員でございますのでご紹介を申し上げます。それでは、谷村善彦議員、議長席にご着席をお願いします。

〔臨時議長 谷村善彦議員 議長席に着く〕

○**臨時議長（谷村 善彦議員）** ただ今、紹介いただきました最年長の谷村でございます。

自治法107条の規定によりまして、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

---

午前9時6分開会

(ベル)

-----

**日程第1、仮議席の指定**

○**臨時議長（谷村 善彦議員）** ただいまから、平成29年第1回田布施町議会臨時会を開会します。これより本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

## 日程第2、議長選挙

○臨時議長（谷村 善彦議員） 日程第2、議長の選挙を行ないます。

選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

[議場を閉める＝職員]

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に畠中 孝議員及び松田 規久夫議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げますが、先ほど説明がありましたように、投票は単記無記名でございます。

[投票用紙の配布＝職員]

○臨時議長（谷村 善彦議員） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

○臨時議長（谷村 善彦議員） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検いたします。

[投票箱の点検＝職員]

○臨時議長（谷村 善彦議員） 異常なしと認めます。

[投票用紙に記入]

○臨時議長（谷村 善彦議員） ただいまから投票を行います。

書いていただきまして、1番から順番に席に向かって投票を行います。よろしいですかね。

[投票]

○臨時議長（谷村 善彦議員） 投票漏れは、ありませんか。

○臨時議長（谷村 善彦議員） 全部終わりましたね。

それでは投票を終わります。

○臨時議長（谷村 善彦議員） 開票を行います。

今、立会人の畠中議員、松田議員、前へ。

[開票]

○臨時議長（谷村 善彦議員） それでは選挙の結果報告をいたします。

投票総数 13票 有効投票 13票 無効投票 0。

有効投票の内

清神議員 7票

石田議員 6票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票です。したがって、清神議員が、議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場を開く＝職員]

○臨時議長（谷村 善彦議員） ただいま、議長に当選された清神 清議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

清神議員、前にお越しいただきまして、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

[議長当選承諾及びあいさつ]

○臨時議長（谷村 善彦議員） それでは新議長、清神議員、議長席にお着きをお願いいたします。

[臨時議長退席、清神議長、議長席に着く]

○議長（清神 清議員） それでは早速議事運営の進行にあたらせていただきたいと思います。暫時休憩といたします。

（午前9時16分休憩）

[追加議事日程配付]

（午前9時18分再開）

○議長（清神 清議員） 休憩前の会議を再開いたします。  
お諮りいたします。お手元に配布しております追加の議事日程を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。よって、追加日程を本日の日程に追加することに決定をいたしました。

-----  
**追加日程第1、会期の決定**

○議長（清神 清議員） 追加日程第1、会期の決定を議題にいたします。  
お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

-----  
**追加日程第2、副議長の選挙**

○議長（清神 清議員） 追加日程第2、副議長の選挙を行ないます。選挙は投票により行います。議場の出入口を閉めます。

〔議場を閉める＝職員〕

○議長（清神 清議員） ただいまの出席議員数は、13人です。  
次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に谷村 善彦議員及び河内 賀寿議員を指名します。  
投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布＝職員〕

○議長（清神 清議員） 投票用紙の配布漏れは、ありませんか。  
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検をいたします。

〔投票箱の点検＝職員〕

○議長（清神 清議員） 異常なしと認めます。

〔投票用紙に記入〕

○議長（清神 清議員） ただいまから投票を行います。  
1番議員から順番に議長席に向かって右の方から登壇して投票を行ってください。

〔投票〕

○議長（清神 清議員） 投票漏れはありますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終わります。  
開票を行います。  
谷村議員そして河内議員、立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（清神 清議員） それでは選挙の結果を報告いたします。



投票総数 13票 有効投票 13票 無効投票0票です。

有効投票の内

畠中議員 8票

木本議員 5票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は、4票です。

したがって、畠中議員が副議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

[議場を開く＝職員]

○議長（清神 清議員） ただいま、副議長に当選されました畠中議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

畠中議員、前の方にお越しいただき、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

[副議長当選承諾及びあいさつ]

○議長（清神 清議員） ここで暫時休憩をします。

（午前9時28分休憩）

（午前9時49分再開）

○議長（清神 清議員） 休憩前の会議を再開をいたします。

### 追加日程第3、議席の指定

○議長（清神 清議員） 追加日程第3、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、ただいま皆様方が着席のとおり指定をいたします。

### 追加日程第4、会議録署名議員の指名

○議長（清神 清議員） 追加日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第120条の規定によりまして、畠中 孝議員及び國安 和夫議員を指名をいたします。

### 追加日程第5、常任委員の選任

○議長（清神 清議員） 追加日程第5、常任委員、総務文教委員会、経済厚生委員会の選任を行います。お諮りいたします。

常任委員、総務文教委員会、経済厚生委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によりまして、先ほど皆様のお手元にお配りしました名簿のとおりといたしたいと思っております。ご異議ございませんね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定をいたしました。ここで暫時休憩をいたします。

（午前9時51分休憩）

（午前9時51分再開）

○副議長（畠中 孝議員） 休憩前の会議を再開します

清神議長から本議会の申し合わせにより、常任委員を辞任したいとの申し出があります。議長の常任委員辞任を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（畠中 孝議員） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員辞任を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

---

#### 追加日程第6、議長の常任委員辞任

○副議長（畠中 孝議員） 追加日程6、議長の常任委員辞任を議題とします。本件は地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象になりますので、清神議員の退場をお願いします。

〔清神議員退場〕

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（畠中 孝議員） 異議なしと認めます。

したがって、清神議長の常任委員辞任を許可することに決定しました。

〔清神 清議長、議長席に着く〕

○議長（清神 清議員） ここで暫時休憩といたします。

（午前9時54分休憩）

---

（午前10時46分再開）

○議長（清神 清議員） 休憩前の会議を再開をいたします。

休憩中に開催されました総務文教委員会及び経済厚生委員会における正副委員長互選の結果をお知らせをいたしたいと思っております。

総務文教委員会委員長に、石田議員、副委員長に松田議員、経済厚生委員会委員長に木本議員、そして副委員長に國安議員が決まりました。以上であります。

ただいま、委員長、副委員長に選任されました方が、今こちらにいらっしゃいますが、委員長、副委員長を代表いたしまして総務文教委員会委員長から、ご挨拶をいただきたいと思っておりますので委員長、副委員長の方は前列の方にいっしょに整列していただきたいと思っております。

〔総務文教委員長あいさつ〕

○議長（清神 清議員） よろしくお願ひいたします。

---

#### 追加日程第7、常任委員（議会広報広聴調査委員会）の選任について

○議長（清神 清議員） 続きまして追加日程第7、常任委員、議会広報広聴調査委員会の選任を行います

お諮りいたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例の第7条第4項の規定によりまして、先ほどお手元にお配りをいたしました各名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員、議会広報広聴調査委員会は、お手元の配付した名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

○議長（清神 清議員） 暫時休憩をいたしたいと思っております。

（午前10時49分休憩）

.....  
( 午前 1 1 時 0 3 分再開 )

○議長(清神 清議員) それでは休憩前の会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議会広報広聴調査委員会における正副委員長の互選の結果をお知らせをいたします。

議会広報広聴調査委員長は河内賀寿議員、副委員長に西本篤史議員であります。これで報告を終わります。

-----

#### 追加日程第 8、議会運営委員の選任

○議長(清神 清議員) 続きまして、追加日程第 8、議会運営委員の選任を行いたいと思います。

お諮りをいたします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 4 項の規定によりまして、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清神 清議員) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

暫時休憩といたします。

( 午前 1 1 時 5 分休憩 )

.....

( 午前 1 1 時 1 4 分休憩 )

○議長(清神 清議員) 休憩前の会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会における正副委員長の互選の結果をお知らせをいたします。議会運営委員長は、畠中孝議員、副委員長は、石田修一議員であります。これで報告を終わります。

-----

#### 追加日程第 9、周東環境衛生組合議会議員の選挙

○議長(清神 清議員) 追加日程第 9、周東環境衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清神 清議員) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清神 清議員) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。すでに名簿の方にも記入してありますとおりでございますが、周東環境衛生組合議員に私、清神清、そして畠中議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました清神議員、そして畠中議員を周東環境衛生組合議会の議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清神 清議員) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清神議員、

畠中議員が周東環境衛生組合議員に当選をされました。

ただいま、周東環境衛生組合議会議員に当選されました清神議員、畠中議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

---

#### 追加日程第10、熊南総合事務組合議会議員の選挙

○議長（清神 清議員） 追加日程第10、熊南総合事務組合議会議員の選挙を行ないます。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。熊南総合事務組合議会議員に木本議員、そして竹谷議員、そして林山議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました木本議員、竹谷議員、そして林山議員を熊南総合事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました木本議員、竹谷議員、林山議員が熊南総合事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、熊南総合事務組合議会議員に当選されました木本議員、竹谷議員、林山議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

---

#### 追加日程第11、田布施・平生水道企業団議会議員の選挙

○議長（清神 清議員） 追加日程第11、田布施・平生水道企業団議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

田布施・平生企業団議会議員に林山健二議員、瀬石公夫議員、そして松田規久夫議員を指名いたします。

ただいま、議長が指名しました林山議員、瀬石議員、松田議員を田布施・平生水道企業団議会議

員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しました林山議員、瀬石議員、松田議員が田布施・平生水道企業団議員に当選をされました。

ただいま、田布施・平生水道企業団議会議員に当選されました林山議員、瀬石議員、松田議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

---

### 追加日程第12、光地区消防組合議会議員の選挙

○議長（清神 清議員） 続きまして、追加日程第12、光地区消防組合議会議員の選挙を行いません。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定をいたしました。

光地区消防組合議会議員に石田修一議員を指名いたします。

ただいま、議長が指名しました石田議員を光地区消防組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名しました石田議員が光地区消防組合議会議員に当選をされました。

ただいま、光地区消防組合議会議員に当選されました石田議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

---

### 追加日程第13、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（清神 清議員） 続きまして、追加日程第13、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行いません。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、議長が指名することに決定をいたしました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に谷村善彦議員を指名いたします。

ただいま、議長が指名しました谷村議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました谷村善彦議員が柳井地域広域水道企業団議会議員に当選をされました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知といたします。

-----  
では、これからは執行部の出席を求めますのでしばらく休憩とさせていただきます。

（午前11時25分休憩）

-----  
（午前11時31分再開）

○議長（清神 清議員） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 追加日程14、議案第1号、監査委員の選任について

○議長（清神 清議員） 追加日程14、議案第1号、監査委員の選任について、を議題にいたします。本件は、地方自治法第117条の規定によりまして、議員の除斥対象となりますので、林山議員の退席をお願いします。

〔林山健二議員退場〕

○議長（清神 清議員） 提案議案の朗読は省略をいたします。提案理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、議案の提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、町議会議員の中から選任する監査委員に林山健二氏を選任しようとするものであります。

同氏は、町議会議員として18年余の永きにわたり、また町政全般にわたりご尽力を頂いており、見識も高く、優れた人格者であり、ご承知のように議長経験もあります。

監査委員として適任者と考え、町議会の同意をお願いするものであります。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑がなしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第1号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、議案第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号、監査委員の選任について、を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがいまして、議案第1号は同意することに決定をいたしました。ここで林山議員の復席を求めます。林山議員、入場してください。

〔林山健二議員入場〕

-----

**追加日程15、議案第2号、専決処分の承認について（田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例の一部を改正する条例）**

○議長（清神 清議員） 続きまして追加日程15、議案第2号、専決処分の承認について、田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例の一部を改正する条例、を議題にいたします。議案の朗読は省略いたします。提案の理由の説明を求めます。長信町長。

○町長（長信 正治君） それでは、提案理由を申し上げます。

次に、議案第2号は、地方自治法第179条の規定により、平成29年2月16日に専決処分いたしました田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例の一部を改正する条例について承認をお願いするものであります。ご承知のとおり庁舎問題につきましては、旧田布施工業高校跡地への移転方針を取り下げました。その経緯については、昨年5月の第4回田布施町庁舎問題等検討町民委員会で報告しましたが、それ以降、庁舎問題に関する検討資料の取りまとめに追われ、町民委員会を開催できずにおりました。また、委員会の中では、次に開催するときには委員の数を増やし、多くの意見等を反映させることができるようにしてほしいとの要望があったことから、同委員会設置条例第3条第1項の規定しております委員の人数を10人以内から15人以内へと改正し、5人の委員を追加するものです。なお、本委員会は当初3月に開催することで開催日程等を調整しておりましたが、年度末の3月で調整ができず、去る2月24日の開催となりました。結果的に、改選後の最初の議会となる本日の第1回臨時議会前の開催となりましたことは新議員さんの皆様にお詫びを申し上げるところでございます。また、新委員さんからは、これまでの経緯等の資料を事前に送付してほしいとの強い要望もあり、3月定例会でご協議する予定の検討資料も含め、急きょ2月16日に送付することとなりました。こうした中、入院しておりました私も、2月6日から一部公務に復帰してきましたが、治療の関係で登庁できない日も多く、治療日程や完全に公務復帰できる目途も立たなかった事情もあり、議会を招集する時間的な余裕もないことから、やむを得ず同日付で専決処分により、条例を改正させていただきました。大規模災害等がいつ発生するかわからない状況の中、できるだけ早期に庁舎問題の方向性を決めていく必要がありますので、ご理解をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。以上で議案第2についての概要を説明しましたが、詳細につきましてはご質問に応じ、私及び関係参与から説明いたしますので、よろしく審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清神 清議員） これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石公夫議員） 先ほど町長の説明のように専決処分を行ったということでございます。179条で行ったと。この179条というのは、議会を開く暇がないときに行えるものであると私は解釈しております。そして179条の2では、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと。これはまあ議会を開くちゅうたら、3日あったら開けると思うんですよ。それでこれを見ると、そりゃ地震が起きたりして一刻も争うと

いうことだということを町長言われたので、とにかく町民委員会で、特に早く結論を出して、いろいろな案を出されておりますが、さっきちらちらと見たら、とにかく耐震をまずやるということに肚に決めて進んでいただきたい。そして専決処分というのは、これについては、ちょっと今後は絶対こういうことのないようにということ。これは地方自治法に抵触しているわけですから、もう確実に。まあそのあたりと、早く結論を出す。議会がちゃんと特別委員会まで設けて、耐震がいいんだということを言っているんで。町長もさっき言われたように、一刻を争うんなら、そういうことをお願いしたいと、このように思います。よろしく。

○議長（清神 清議員） 答弁は。

○議員（7番 瀬石公夫議員） そりゃ要るいね、専決処分があった。どうでそれをやったか。どれだけ緊急があったから。そりゃ町長がさっき言われたように、一刻も争う。

○町長（長信 正治君） 提案でご説明申し上げたとおりでありますんで、特別あれはありませんが、緊急事態ということは緊急事態。ただ、議会を開催するという一つの規定の中において、どうしても開催できない場合はやむを得ず専決処分をやらざるを得ないという状況であります。その内容におきましては、私事でお断りを申し上げたとおり、昨年暮れから一時検査入院等を含めて入院してきた経緯があって、その間、3月の議会までには十分間に合わせてやれるというような経緯もあったかと思いますが、病院の方の結果がはっきりしない状況の中で、出たり入ったりの状況等があったご迷惑をかけたということで、お断りを申し上げたわけです。案件につきましては、ご承知のように町民委員会が扱っている大事な案件でございますし、議会の方にも昨年来から、一年前からの話で続いてきている経緯がありますので、できるだけ長く放置したくないという気持ちもありました。そういう経緯から、このたび急きょ、専決処分的なこともさせていただいたということでご理解をいただきたいと、かように思います。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石公夫議員） そういうことで、特に早く結論を出して、明日地震が来るかもわからないんで。町長も言われた、災害はいつ来るかわからんと。一刻を争うんだと。そこをよく肚に入れてやっていただきたいと。そして、もう一つは附属機関の法令順守についてということ。私は27年の6月議会で申しております。そこで、田布施町附属機関等の設置及び運営に関する指針を定める、これは回答です、お宅の方、町の方から。田布施町附属機関等の設置及び運営に関する指針を定め、まずこの指針に基づき、既設の協議会等の整理を行うと。整理を行ってやるということをおられるが、このように専決でやられている。このあたりの進み具合をちょっとよろしく、事務方の方からよろしくお願いいたします。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 瀬石議員が言われる補助機関の指針につきましては、現在、今整理をしているところでございます。今回の専決処分と附属機関のところにつきましては、附属機関の中のひとつの庁舎問題等の検討町民委員会ということでございます。こちらの方につきましては、条例化しておりますので、他の附属機関の、規則等で決めているものについて、今整理をしているところでございます。以上でございます。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石公夫議員） 先般の何の会議じゃったですか、出たんですが、そういうところに町民公募というものをまずこういう附属機関の設置の、どういう人を選ぶかということに対して、今後そういう指針、要綱に対して、一般公募するところをまず入れていただきたいと。先般の話では、誰も、公募してもきてがないというようなことを言われたけど、やはり公募をして、ふるいに通すということは、大変必要なことだと思うわけです。これから改革をしていかにいけん、そういうことに対して。今までは、どっかの会長さん、町が補助を出しているところの会長さんとか、そういうのをずっとやってきているから、公募したってしょうがないという人



も多いと思うんです。そういうことでちゃんとした指針、要綱等を今後決められて。インターネットで見られたらいっぱいあるじゃないですか。周南市でもどこでもすぐ出てくる、そのぐらいのことは。みんな要綱を作っておられるんじゃないから、ぜひそのあたりを作って、ちゃんとしたかたちで公募等をして、公平な目の方をいろんな委員会に出していただくように、協議会、委員会、附属機関に出していただくように、特にお願いしておきます。今のことに對して、一応お答えをいただきたいと。

○議長（清神 清議員） 亀田課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） ありがとうございます、ご意見いただきました。公募につきましても指針の中で検討していきたいというふうに思っております。ですけど、今回の庁舎問題のことにつきましては、以前ご説明した際に、公募はどうかというところで、昨年、一昨年の地方創生のときの公募の状態、状況等をご説明申し上げましたけど、庁舎問題につきましては、各種、こちらの庁舎問題もありますし、中央公民館、保健センター等の問題もございますので、そのへんも含めてですね、今回の5人の増につきましては各種団体ということもございますし、公募を行えばですね、その期間につきましては、ある一定の期間をとらなきゃいけないということもございますので、今回の庁舎問題につきましては公募というかたちは採らないで実施したということでございます。今後につきましては、瀬石議員のご意見を踏まえてですね検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（清神 清議員） 瀬石議員。

○議員（7番 瀬石公夫議員） はい、よろしく願いいたします。そういうのはインターネットを見りやすすぐ出てくるぐらいのことですから、早く手をつけていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（清神 清議員） 答弁よろしいでしょうか。

○議員（7番 瀬石公夫議員） はい、いいです。

○議長（清神 清議員） 國本議員。

○議員（5番 國本悦郎議員） 先ほど公募の件についてなんですが、私、地方創生の委員会に公募で手を挙げました。こういった大事な問題ですので、できれば公募で町民の声を反映させていくというかたちをですね、ぜひとっていただきたいというふうに思っております。ですから、改正案の2の、委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱するという、第3に、町民の中から1人公募委員を出すというなかたちを入れていただきたいと思います。この庁舎問題だけでなく、いろんな委員会等あるかと思うんですが、そのときに、町長が委嘱する委員の中に、そういう項目をですね、ぜひ入れていただきたいと思います。私も地方創生委員会でから何回となく会議に出ましたが、私以外にほとんど意見が出ておりません。ということは、公募以外の委員というのは、その場で積極的に意見を述べているのかなという、そういった思いをしております。今、総務企画課長さんの話がありましたが、ぜひ、私のそういった思いというか、汲んでいただきたいと思います。

○議長（清神 清議員） 答弁は。答弁は必要ですか。

○議員（5番 國本悦郎議員） はい。

○議長（清神 清議員） 亀田総務企画課長。

○総務企画課長（亀田 典志君） 今回の、専決処分しました条例改正につきましては、人数の増というところでございます。先ほど國本委員からも、議員さんからも言われましたけど、第3条の第2項に学識経験を有するものと、町が関係する団体の構成員ということで条例化しておりますので、先ほどの公募というかたちにつきましては、今後の検討課題ということになると思っております。先般、後ほど全協でもご説明しますけど、先週の金曜日の24日の町民委員会のご意見、それから今回、議会にご説明申し上げて、その意見等も踏まえてですね、早急に方向は決めてい

きたいというふうに思っています。公募というかたちもですね、先ほど瀬石議員のご意見に対してもご説明しましたが、そういったものにつきましては、必要だということも、私もわかっております。ですけど、関係の内容によりましてですね、やっぱり入れる入れないという指針をですね、基づいてやっていければというふうに思っておりますので、今後の参考とさせていただきたいというふうに思ってます。

○議長（清神 清議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっております議案第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 討論なしと認めます。これで、議案第2号について討論を終わります。

これから、議案第2号、専決処分の承認について、田布施町庁舎問題等検討町民委員会設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（清神 清議員） 起立多数です。したがって、議案第2号は、原案のとおり承認をされました。

○議長（清神 清議員） お諮りします。休憩中に、議会運営委員長及び議会広報広聴調査委員会から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。閉会中の継続審査を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

#### 追加日程、閉会中の継続調査

○議長（清神 清議員） 追加日程第16、閉会中の継続審査を議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会においては、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項及び議長の諮問に関する事項について議員の任期満了まで、議会広報広聴調査委員会については、議会広報の編集等について次の定例会まで、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清神 清議員） 異議なしと認めます。したがって、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

○議長（清神 清議員） これをもちまして、本日の日程は、全て終了をいたしました。これにて、平成29年第1回田布施町議会臨時会を閉会をいたします。

（ベル）

午前11時54分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

臨時議長 谷村 善彦

議長 清神 清

副議長 畠中 孝

署名議員 畠中 孝

署名議員 國安 和夫